

日本卓球バレー連盟 コンプライアンス違反罰則規定

第1章 総則

第1条 (目的)

本規定は、日本卓球バレー連盟（以下「本連盟」という）のコンプライアンスポリシーに基づき、コンプライアンス違反行為を行った者に対する罰則を定めることにより、本連盟の活動に関わる全ての者がコンプライアンス意識を高く持ち、健全な組織運営及び活動の維持・発展に寄与することを目的とする。

第2条 (対象者)

本規定は、本連盟の役員、評議員、正会員及び準会員、賛助会員、指導者、審判員、審査員（以下「構成員」という）に適用する。

第3条 (コンプライアンス違反行為)

コンプライアンス違反行為とは、本連盟のコンプライアンスポリシー、関連規程、法令、社会規範に違反する行為をいう。具体的には以下の行為を含むが、これらに限定されない。

1. 人権侵害：人種、性別、年齢、国籍、信条、社会的身分、門地、障がい、性的指向・性自認等による差別、ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント等）、人格否定、名誉毀損、プライバシー侵害等
2. 暴力行為：身体的暴力（暴行、傷害等）、精神的暴力（暴言、脅迫、威圧、侮辱等）、体罰、ハラスメントに該当する行為等
3. ハラスメント行為：性的ハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、その他あらゆる形態のハラスメント行為
4. 安全配慮義務違反：安全管理体制の不備、安全対策の怠慢、事故発生時の適切な対応の欠如等、構成員の安全を脅かす行為
5. 不正経理：虚偽の経費報告、私的流用、会計処理の不備、法令・規程に違反する経理処理等、組織の財産を損なう行為
6. 法令・社会規範違反：法令違反行為、反社会的勢力との関係、公序良俗に反する行為、社会的信用を失墜させる行為等
7. ジェンダー平等の阻害：ジェンダー平等を妨げる行為、女性の活躍機会を阻害する行為、不当な差別的取り扱い等
8. その他、本連盟の目的・名誉を著しく毀損する行為、または社会的に許容されない行為

第2章 罰則の種類

第4条 (罰則の種類)

コンプライアンス違反行為を行った者に対する罰則は、その行為の程度、状況、故意・過失の有無などを総合的に判断し、以下の種類を単独または併科して科す。

1. 譴責（けん責）：書面または口頭による嚴重注意。将来に向けて改善を促す。

2. 活動停止: 一定期間、本連盟の活動への参加を停止する。
 - 大会参加停止
 - 役員・委員等の職務停止
 - 練習参加停止
 - その他、連盟が定める活動の停止
3. 資格停止: 一定期間、または永久に本連盟の会員資格、役員資格、指導者資格、審判員資格等を停止する。
4. 除名: 本連盟から除名する。会員資格を永久に剥奪する。
5. 損害賠償請求: 違反行為によって本連盟に損害が発生した場合、その損害賠償を請求する。
6. 公表: 違反行為の内容、処分内容、対象者の氏名等を公表する。(プライバシー保護に配慮し、必要最小限の範囲とする)

第5条 (罰則の適用基準)

罰則の種類は、違反行為の程度に応じて以下の基準を目安とする。ただし、個別の事案に応じてコンプライアンス委員会が総合的に判断する。

違反行為の程度	罰則の種類 (例)
軽微な違反行為	譴責、活動停止 (短期間・一部)
中程度の違反行為	活動停止 (一定期間・広範囲)、資格停止 (短期間)
重大な違反行為	資格停止 (長期間・永久)、除名、損害賠償請求、公表

(違反行為の具体例と罰則例)

コンプライアンスポリシー	違反行為の例	罰則例
1. 人権の尊重	特定の属性を持つ者に対する差別的発言、SNS等での誹謗中傷、プライバシー侵害	譴責、活動停止、資格停止、公表
2. 身体的・精神的暴力行為の排除	選手・指導者による体罰、暴言、脅迫、練習中的人格否定発言	活動停止 (長期間)、資格停止 (長期間)、除名、公表、損害賠償請求
3. ハラスメントの排除	指導者から選手へのセクハラ、役職を利用したパワハラ、容姿・年齢に対する嫌がらせ	活動停止 (長期間)、資格停止 (長期間)、除名、公表、損害賠償請求
4. 安全性の確保	安全管理を怠り重大な事故を発生させた、救護体制が不十分、危険な練習方法の強要	活動停止 (長期間)、資格停止 (長期間)、除名、公表、損害賠償請求
5. 適切な経理処理	経費の不正請求、使途不明金の発覚、会計帳簿の改ざん	活動停止 (長期間)、資格停止 (長期間)、除名、公表、損害賠償請求
6. 社会規範の遵守	飲酒運転、薬物使用、暴力事	活動停止 (長期間)、資格停

	件、反社会的勢力との関与、SNS での不適切な投稿	止（長期間）、除名、公表、損害賠償請求
7. ジェンダー平等の組織作り	女性理事の選任を意図的に妨害する、女性に対して役職を与えない、性別による役割分担の固定観念の押し付け	譴責、活動停止（役員職）、改善指導、公表

第3章 違反行為の処分・不服申し立て

第6条（処分）

1. コンプライアンス委員会は、調査結果に基づき、違反行為の有無、程度及びその内容に伴う罰則の種類・期間等の案を作成し、理事会に報告する。
2. 理事会は、コンプライアンス委員会の報告に基づき、最終的な処分を決定する。
3. 処分は、被処分者に対して書面で通知する。
4. 除名処分については評議員会で審議し、3分の2以上の多数を持って決する。

第7条（不服申し立て）

1. 処分を受けた者は、処分内容に不服がある場合、処分通知を受け取った日から60日以内に、理事会に対して書面で不服申し立てを行うことができる。
2. 理事会は、不服申し立てを受理した場合、再調査または審議を行い、最終的な決定を行う。

第4章 附則

第8条（改廃） 本規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第9条（施行期日） 本規定は、2025年3月12日より施行する。